

(広告第2号様式)

川崎市 広告募集説明書（印刷物広告媒体資料）

募集件名	さいわいガイドマップ(令和7年度配布版)								
募集の内容	幸区のガイドマップの広告枠を販売します。このマップは、幸区の地図やバス路線図などの情報を転入者、来訪者及び区民のみなさんに提供することを目的とし、11,000部発行します。幸区役所、日吉出張所等の区内公共機関等で配付します。 別添「広告掲載仕様書」とおり広告を掲載することができます。 広告の掲載を希望する事業者様又は広告代理店様は、別紙申込書により期間内にお申込みください。								
発行部数	11,000部								
申込対象	広告掲載を希望する事業者様又は広告代理店様								
申込資格	<p>(1) 「川崎市広告掲載要綱」及び「川崎市広告掲載基準」(以下「要綱等」という。)に規定する規制業種・事業者でないこと。</p> <p>(2) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと。</p> <p>(3) 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当し、2年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。</p> <p>(4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に基づく指名停止措置を受けていない者。</p> <p>(5) 川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5号)第2条に規定する暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。</p>								
選定基準	1枠あたりの広告料(複数枠希望の場合は、合計金額を希望する枠数で除算し、算出する。)が別紙「広告掲載仕様書」に示した最低広告料以上の最も高い金額を提示した者から順に選定します。 同額の提示が複数あった場合は、次の順位により選定します。 <p>第1順位 希望する枠数が多い者で残枠数の範囲内に収まる者 第2順位 希望する枠数が多い者で枠数の減を行うことができる者 第3順位 区内に事業所等を有する者 第4順位 市内に事業所等を有する者</p> なお、上記によっても選定できない場合は抽選により決定します。								
募集についての説明	この募集に関して具体的な説明を希望する場合は、次のとおりお問い合わせください。								
申込み	期間	令和6年10月28日 から 令和6年11月21日 17時まで							
	方法	下記担当あて、来庁、電話、メール等でお問い合わせください。							
担当部署	この募集に関する申込みの提出期限等は次のとおりです。								
	期間	令和6年10月28日 から 令和6年11月28日 17時まで							
	方法	下記担当まで、直接持参、FAX又はメールにて。							
幸区役所まちづくり推進部地域振興課									
所在地 〒212-8570 川崎市幸区戸手本町1-11-1									
電話・FAX 電話 044-556-6606 FAX 044-555-3130									
eメール 63tisin@city.kawasaki.jp									

【添付資料】 なし あり (広告掲載仕様書、広告掲載申込書、役員等氏名一覧表及び同意書)

川崎市広告掲載要綱及び川崎市広告掲載基準は、川崎市ホームページで御覧になれます。

(広告第2号様式)

広告掲載仕様書(印刷物広告媒体資料)

1 印刷物の概要

名 称	さいわいガイドマップ(令和7年度配布版)	
規格	判型	菊判・変形蛇腹折
	ページ	12ページ
発行部数	11,000部	
発行頻度	年1回	
発行日	令和7年3月	
配付期間	令和7年4月から令和8年3月まで	
配付エリア	幸区内	
配付対象者	主に幸区の転入者、その他、幸区役所、日吉出張所の来訪者等	
内容等	幸区内の地図情報、避難場所一覧、バス路線図、区内のみどころ、さいわい生活ガイド、主要施設一覧表等を掲載。	
配付方法	〈転入者〉幸区役所区民課窓口で転入手続きをされた方へお渡しします。その他、大規模マンション入居予定者への転入説明会にて配布する場合があります。 〈来訪者〉区役所、出張所等で希望者にお渡しします。その他、区内のイベントにて配布する場合があります。	
発行元	幸区役所まちづくり推進部地域振興課	

表紙 裏表紙(広告)



2 掲載可能な広告

掲載面・位置	スペース(縦×横)	枠数	色数	広告料(1枠・税込)
裏表紙①～⑧	縦70mm×横60mm	8枠 ※上限2枠まで	4色	20,000円以上

広告掲載が望ましくない業種・内容	川崎市広告掲載基準による。
入稿締切	令和6年12月20日 17 時まで
留意事項	※ 川崎市広告掲載要綱及び川崎市広告掲載基準を遵守してください。 ※ 広告料には、制作費(版下・デザイン)は含まれません。 ※ 入稿前に原稿内容の審査を受けてください。 ※ 完全データにて入稿してください(出力見本を添えてください)。 ※ 原稿内に、広告である旨を明記してください。